

第14号議案

合併の方式について

合併の方式について、別紙のとおり承認を求める。

平成15年 9月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	1	協定項目名	合併の方式
調 整 内 容			
<p>合併の方式は、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三瀨郡城島町、及び同郡三瀨町を廃し、その区域を久留米市に編入する編入合併とする。</p> <p>以上のように、法制度上の方式は「編入合併」となるが、実質的な面では「対等な立場の合併」である「編入対等方式」（久留米広域方式）で行う。</p>			

久留米広域合併協議会正副会長協議結果報告 (合併の方式について)

久留米広域合併協議会の正副会長である1市4町の首長で、「合併の方式」について協議をしたので、その結果を報告いたします。

正副会長会議では、まず、久留米広域1市4町の合併で重要なのは、「それぞれの市・町が対等の立場で互いを尊重しあいながら協議し、新市域が一体となった発展を目指す視点に立った合併を実現することである」との共通認識を行ったところであります。

その上で、「合併の方式」については、今日までの合併協議会へ提出された資料並びに委員から出された意見等を踏まえ、以下のように意見をまとめたところであります。

1. 久留米広域1市4町の合併にあたって、法律によりその取扱いが定められている事項の扱いについては、田主丸町、北野町、城島町、三潴町の久留米市への編入合併とする。
2. 合併の条件など任意にその取扱いを決めることができる事項については、新市運営の基本となる「新市建設計画」がそれぞれの地域の特徴を生かし、また新たな視点に立ち対等の立場で検討・構築した都市づくりであること、さらには合併調整項目に対するこれまでの検討経緯とその内容などを踏まえ、1市4町の対等合併として取扱う。

以上のとおり、私どもは、久留米広域1市4町の合併の取り組みは、正しく対等な合併になっていると確信しております。合併の方式は、法制度上、「新設合併」か「編入合併」かの二方式の中からの選択しかないわけであります。

このため、法制度上の方式は、「編入合併」となりますが、今回の久留米広域合併の実体を表すため、あえて、久留米広域方式として、「編入対等方式」ということで、今回の合併の取り組みを整理し、別紙のとおり議案として提案することとします。

このことにより、今回の合併の内容を明らかにするとともに、今後とも、「対等」を基本理念として1市4町が協議を進めることを確認するところであります。

平成15年9月20日

久留米市長 _____ 江 藤 守 國 _____

田主丸町長 _____ 馬 田 博 _____

北野町長 _____ 秋 吉 喜一郎 _____

城島町長 _____ 佐 藤 利 幸 _____

三潴町長 _____ 砂 山 惣 吉 _____